

日雇特例被保険者の方の保険料額（令和8年4月分～）

(単位：円)

標準賃金日額		賃金日額	保険料日額						
等級	日額		介護保険第2号被保険者に該当しない場合			介護保険第2号被保険者に該当する場合			
			10.12%	(健康保険料率+子ども・子育て支援金率)		11.74%	(健康保険料率+子ども・子育て支援金率+介護保険料率)		
金額	日雇特例被保険者が負担する額	事業主が負担する額	金額	日雇特例被保険者が負担する額	事業主が負担する額	金額	日雇特例被保険者が負担する額	事業主が負担する額	
第1級 3,000	円以上 ~ 3,500	390	150	240	450	175	275		
第2級 4,400	3,500 ~ 5,000	570	220	350	670	255	415		
第3級 5,750	5,000 ~ 6,500	760	290	470	870	335	535		
第4級 7,250	6,500 ~ 8,000	950	365	585	1,110	425	685		
第5級 8,750	8,000 ~ 9,500	1,150	440	710	1,330	510	820		
第6級 10,750	9,500 ~ 12,000	1,410	540	870	1,650	630	1,020		
第7級 13,250	12,000 ~ 14,500	1,750	670	1,080	2,030	775	1,255		
第8級 15,750	14,500 ~ 17,000	2,080	795	1,285	2,410	920	1,490		
第9級 18,250	17,000 ~ 19,500	2,410	920	1,490	2,800	1,070	1,730		
第10級 21,250	19,500 ~ 23,000	2,810	1,075	1,735	3,260	1,245	2,015		
第11級 24,750	23,000 ~	3,270	1,250	2,020	3,800	1,450	2,350		

◆保険料額（金額）の計算方法

- ①…標準賃金日額×（健康保険料率+子ども・子育て支援金率）（注）
- ②…①の10円未満を切り捨てる
- ③…①×31／100
- ④…③の10円未満を切り捨てる
- ⑤…②+④=保険料額（金額）

◆日雇特例被保険者と事業主の負担額

- ②×1／2=日雇特例被保険者負担額
- ②×1／2+④=事業主負担額

◆賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料は、賞与額の1,000円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額）に、（健康保険料率+子ども・子育て支援金率）（注）を乗じた額になります。また、標準賞与額には、40万円の上限が定められています。

(注) 40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率及び子ども・子育て支援金率に介護保険料率が加わります。

(注) 端数整理により、計算結果が整合しない場合があります。